

令和5年度（2023年度）第63回茨城県吹奏楽コンクール

第71回全日本吹奏楽コンクール予選

第23回東日本学校吹奏楽大会予選

第29回東関東吹奏楽コンクール予選

参 加 要 項

- 1 主 催 一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟／朝日新聞社
- 2 後 援（申請予定） 茨城県教育委員会／水戸市・ひたちなか市・結城市・牛久市・神栖市・
常陸太田市各教育委員会／茨城文化団体連合／茨城県高等学校文化連盟
／茨城県教育研究会音楽教育研究部／茨城県高等学校教育研究会音楽部
／茨城放送

3 部門・期日・会場

◆地区大会

大 会	部 門	期 日	会 場
県 東	中学A・B・C 高校B・C	7月23日（日）	神栖市文化センター 神栖市溝口4991-4 TEL 0299-90-5511
県 南	中学A・C 高校C	7月17日（祝）	牛久市中央生涯学習センター 牛久市柏田町1606-1 TEL 029-874-3111
	中学B（第1日） 高校B（第1日）	7月18日（火）	
	中学B（第2日） 高校B（第2日）	7月19日（水）	
県 西	中学A・C 高校B・C	7月22日（土）	結城市民文化センター 結城市中央町2-2 TEL 0296-33-2001
	中学B	7月23日（日）	
県 北	中学A・C 高校B・C	7月22日（土）	常陸太田市民交流センター 常陸太田市中城町3210 TEL 0294-73-1234
	中学B	7月23日（日）	
中 央	中学B	7月22日（土）	ひたちなか市文化会館 ひたちなか市青葉町1-1 TEL 029-275-1122
	中学A・C 高校B・C	7月23日（日）	

◆県大会

県大会	高校A	8月9日（水）	水戸市民会館グロービスホール 水戸市泉町1丁目7番1号 TEL 029-303-6226
	中学A	8月10日（木）	
	中学B	8月11日（祝）	
	小学 高校B	8月12日（土）	
	大学 職場・一般	8月13日（日）	

茨城県吹奏楽コンクール実施規定

◎実施区分及び参加人員

第1条 実施の部は次の通りとし、参加団体は所属する部に参加するものとする。

- (1) 小学生の部 (2) 中学生の部 (3) 高校生の部
(4) 大学の部 (5) 職場・一般の部

※ 中学生の部、高校生の部、職場・一般の部においては、A部門・B部門を置く。A部門は東関東大会・全日本大会予選をかねる。小学生の部および中学生の部B部門・高校生の部B部門は東関東大会・東日本大会予選をかねる。

※ 各部のB部門は、少人数バンドの育成および活動の場の提供を目的として実施する部門であり、参加するにあたってはその主旨を基本として参加すること。

※ 各部門とも複数の合同参加を認める（数の制限はしない）。

※ 中学生の部C部門・高校生の部C部門は、地区大会のみの開催とする。その実施においては地区大会の規定に従う。

※ A部門に出場する団体はC部門に出場できるが、B部門に出場する団体はC部門には出場できない。

第2条 各部・部門の参加人員は次の通りとする。ただし、指揮者はこの人員に含まない。

- (1) 小学生の部……………自 由
(2) 中学生の部A部門…… 50名以内 (3) 高校生の部A部門…… 55名以内
(4) 中学生の部B部門…… 30名以内 (5) 高校生の部B部門…… 30名以内
(6) 大学の部…………… 55名以内 (7) 職場・一般の部…………… 65名以内

※ B部門参加における総部員数の制限を以下の通り設ける。校内外で活動する単独校や複数校混合の団体については別項でこれを定める。

中学生の部、高校生の部B部門……………30名以下

（部員数：当該年度のコンクール申込時点での2、3年生部員の総数）

※ 参加人員の条件を満たす目的で、入部制限や、入部時期を遅らせたりするなどの行為を禁止する。大会までに発覚した場合は当該年度のコンクールへの参加は認めない場合がある。また、大会後に発覚した場合は賞を取り消す場合がある。

※ コンクールの運営がスムーズに行えるよう、楽器搬入補助員を必ずつけることとする。

ただし、その人数は20名以内とする。楽器搬入補助員に増員の要が生じた場合は、事前に県事務局へ報告する。

◎資 格

第3条 一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟に加盟の団体で、本年度連盟会費を年次総会までに納入した団体とする。

※ 新規加盟団体に限り、大会参加申込締切までに加盟した団体の大会出場を認める。

第4条 部員不足により単独の学校単位で参加できなくなる小学生、中学生、高校生へ、参加の機会を広げる趣旨で、小学生の部、中学生の部、高校生の部への校内外で活動する単独校や複数校混合の団体の参加を認める。ただし、構成するそれぞれの学校や地域バンド等は、参加を希望する部門ごとに、該当する吹奏楽連盟の各部門に加盟登録していなければならない。また、編成するにあたり勝利至上主義的な考えが先行しないよう十分配慮する。

- 2 小学生の部、中学生の部、高校生の部における、校内外で活動する単独校や複数校混合の団体とは以下の①、②の2種類を指す。
- ① 「それぞれの学校長が認めた複数校による合同の団体」
部員不足により単独の学校単位で大会等に参加できない小学校、中学校、高等学校が、学校長の承認のもとに結成する複数校による合同の団体。
- ② 「地域バンド等」
任意の個人または団体が組織し、小学生、中学生、高校生で構成された団体。※¹
- ③ 校内外で活動する単独校とは従来通り登録している単独の学校を指すのではなく、吹奏楽部のない学校に在籍する生徒や、吹奏楽部があっても入部していない生徒によって構成される団体等を指す。※これらは本項「②」に該当する。
- 3 その他、本条第2項①、②に該当しない団体の参加については、理事会でこれを検討し、可否を決定する。
- 4 校内外で活動する単独校や複数校混合の団体の編成人数の上限は次のとおりとする。
- ① 小学生の部 上限は設けない。
- ② 中学生の部 A 部門 総部員数または総団員数が 50 名以下とする。
- ③ 高校生の部 A 部門 総部員数または総団員数が 55 名以下とする。
- ④ 中学生の部 B 部門、高校生の部 B 部門 総部員数または総団員数が 30 名以下とする。
- ※ ここでいう総部員数とは、当該年度の本県コンクール（地区大会）参加申込み時点での団体全体の中学生または高校生 1 ～ 3 年生部員の総数をいう。

- ※¹ 一般団体に所属する小学生、中学生、高校生が地域バンドとして、それぞれに応じた大会に出場する場合には、以下に示す加盟登録が必要となる。
- ・ 構成員のうち小学生のみで小学生の部に出場する場合。
→ 小学生部門への加盟登録も必要。
 - ・ 構成員のうち中学生のみ、または小学生及び中学生で、中学生の部に出場する場合。
→ 中学生部門への加盟登録も必要。
 - ・ 構成員のうち高校生のみ、または小学生や中学生を併せて、高校生の部に出場する場合。
→ 高校生部門への加盟登録も必要。

第5条 各部・部門の資格は次の通りとする。

- (1) 小学生の部
構成メンバーは、同一小学校に在籍、または第4条 第1、2、3項の団体に所属している小学生※¹とする。
- (2) 中学生の部
中学生の部 A 部門
構成メンバーは、同一中学校に在籍、または第4条 第1、2、3項の団体に所属している中学生※²とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生の参加は認める。）
中学生の部 B 部門
構成メンバーは、同一中学校に在籍、または第4条 第1、2、3項の団体に所属している中学生とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生の参加は認める。）ただし、中学生の部 A 部門に出演する団体は、参加できない。
- (3) 高校生の部
高校生の部 A 部門
構成メンバーは、同一高等学校に在籍、または第4条 第1、2、3項の団体に所属している高校生※³とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生、中学生の参加は認める。）

高校生の部B部門

構成メンバーは、同一高等学校に在籍、または第4条 第1、2、3項の団体に所属している高校生とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生、中学生の参加は認める。）ただし、高校生の部A部門に出演する団体は、参加できない。

※ 高校再編計画にともなって、校名が異なっても同一校とみなす。

(4) 大学の部

構成メンバーは同一の大学（大学院も含む）に在籍している学生とする。

(5) 職場・一般の部

構成メンバーは、当該団体の団員とする。ただし、次の第6条に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

※¹ 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※² 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

※³ 高校生

学校教育法に定める高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校後期課程（3年間）、特別支援学校の高等部に在籍する生徒をいう。

第6条 同一奏者が二つ以上の団体に重複して出演することは認めない。また、課題曲・自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

第7条 指揮者の資格については制限しないが、次の事項は厳守すること。

(1) 課題曲・自由曲とも同一人が指揮をすること。

(2) 地区予選時の指揮者と同一人が指揮をすること。ただし、以下の場合には指揮者を変更することができる。

・指揮者変更の理由と変更後の指揮者が明記された指揮者変更届が県大会までに地区長を通して県理事長に提出された場合。

・緊急のトラブルにより、参加団体の代表者から県理事長へ指揮者変更届が提出された場合。

※ 指揮者変更届（理由を明記、理事長宛、様式はホームページ様式集を参照）

(3) 同一指揮者が本規定第1条に規定する「同一の部」の二つ以上の団体に重複して指揮することは認めない。ただし、地区大会においてはその限りではない。

第8条 参加者の資格に疑義あるときは、その団体の出場を停止または失格とする場合がある。

※ 大学の部、職場・一般の部については、楽器名・氏名を記載した出演者名簿を、大会当日に提出すること。

第9条 本規定第3～8条、および10～13条の各項に抵触した団体は、実行委員会の判断により失格になることがある。

◎課題曲・自由曲および演奏時間、出演順

第10条 編成は次のとおりとする。

(1) 課題曲

① スコアに指定された編成とする。

- ② スコアに記譜された音・音域を変えて演奏することは認めない。もし、当日あるいは事後にこのことが判明した場合は、失格とする。

2023 年度全日本吹奏楽コンクール課題曲

I.	行進曲 「煌めきの朝」 (第 32 回朝日作曲賞受賞作品)	牧野 圭吾
II.	ポロネーズとアリア ～吹奏楽のために～	宮下 秀樹
III.	レトロ (2023 年度全日本吹奏楽連盟委嘱作品)	天野 正道
IV.	マーチ 「ペガサスの夢」	水口 透

(2) 自由曲

- ① 木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認める。
- ② リコーダー・尺八などについては、原曲に指定がある場合は使用を認めるが、編曲の際に使用することは認めない。
- ③ 歌声については、スキヤットは認めるが、歌詞は認めない。
- ※ ヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ、電子楽器（エレキベース等を含む）を使用することは認めない。ただし、小学生の部においては低音楽器の補助としてエレキベースのみ使用を認める。
- ※ ステージ上にハープやコントラバスなどの台、自前の反響板や平台等を持ち込むことを認めない。

第 11 条 課題曲・自由曲の演奏は次のとおりとする。

- (1) A部門、大学の部、職場・一般の部
課題曲 1 曲および自由曲 1 曲を演奏して審査を受けるものとする。
- (2) B部門、小学生の部
自由曲一曲を演奏して審査を受けるものとする（A部門の課題曲を用いてもよい）。
- (3) 課題曲および自由曲は地区大会に用いたものとする（楽章の変更は認めない）。
- (4) 演奏は原則としてステージ上で行う。ただし、オフステージでの演奏を希望する団体は、大会参加申し込み時に届けることとする。また、演奏者が何らかの理由により移動しなければならない場合は、ステージ上を移動することとし、演奏中舞台裏を上手から下手または下手から上手に移動することはできない。
- (5) 指揮台、指揮者用譜面台、演奏者用譜面台は常設とする（小学生の部は除く）。

第 12 条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権の許諾を受けねばならない。この許諾を受けないでコンクールに出演することは認めない。

- ※ 作曲者の死後（没後）70 年（国によっては 50 年）を経っていない大半の作品には著作権が存在する。
- ※ 編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社）が行っている。
- ※ 出版楽譜においても日本国内での演奏許諾がないものがある。

第 13 条 演奏時間は次のとおりとする。

- (1) A部門、大学の部、職場・一般の部
課題曲の演奏開始から自由曲の終了まで..... 12 分以内

- (2) B部門、小学生の部
自由曲の演奏開始から終了まで..... 7分以内
- (3) 演奏時間の超過および演奏開始時刻に遅れた場合は失格となり、審査の対象としない。
(ただし、緊急事態発生の場合は、受付時刻までに連絡のあった場合に限り、大会実行委員会
の協議により、出場を認めることもある)

第14条 地区大会を実施する部門の出演順は実行委員会において決定する。地区大会を実施しない部門の出演順は、**説明会時の抽選**により決定する。尚、部門日程はコンクール事業部において決定する。

※ 合同で出場の場合は、抽選順の早い学校での順番とする。

◎審査員および表彰

- 第15条** 審査員の数は、原則7名とし、審査員名はあらかじめ公表する。
- 第16条** 審査員公表後は、当該年度の審査員に指導を依頼したり指導を受けたりしてはならない。また、審査員への金品等の贈与は禁止する。
- (1) 上記に違反したことが発覚した場合、または主催者が違反行為に該当すると判断した場合は、小学生、中学生、**高校生**の部においては、その年度の指導者（指揮者）の参加を認めない。大学、職場・一般の部においては当該団体のコンクール参加を認めない。大会終了後に発覚した場合は入賞を取り消しとする。当該審査員においては、次年度以降一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟が主催するコンクールおよびコンテスト等への審査の依頼を行わない（ここ
でいう主催者とは理事会を示す）。
- (2) 審査結果について直接審査員に問い合わせること、異議申し立てをすることを禁止する。万一その事実があった場合は賞を取り消し、次年度の参加を認めない場合がある。
- 第17条** 審査員の委嘱後、審査員各個人の理由により、審査員総数の7分の1以内の人員に審査不能の状態が生じ、補充が困難な場合は減員のまま審査を行うものとする。
- 第18条** 表彰は、「金賞」「銀賞」「銅賞」「努力賞」のいずれかを贈る。
※ 地区大会は、「優秀賞」「優良賞」「努力賞」のいずれかを贈る。

◎審査基準

- 第19条** 次の集計方法を用いて順序をつけ、各賞の判断基準とする。
- (1) **審査員評価(技術点・表現点)のうち、審査員別の最高点・最低点をそれぞれ除いた合計。**
- (2) 同点により賞の決定や代表決定が困難な場合には、下記の方法により賞及び代表団体を決定する。
- ① 対象団体を比較し、審査員ごとの合計点を席次点に換算。順位合計が少ない団体を上位とする。
- ② ①での順位合計が同じであった場合は、同点を付けた審査員にのみ該当団体に順位をつけてもらい、改めて席次点合計を算出し判定する。
- ③ ②でも判定がつかない場合には、審査員全員の協議（投票）で判定する。
- (3) 地区大会の集計方法については、各地区の判断による。

◎地区代表推薦

- 第 20 条** 県内 5 地区毎に地区大会を開催し、各部門の優秀賞のうち推薦を受けた団体は、地区代表として県大会に出場する資格が与えられる。
- ※ 推薦を受ける地区代表団体数は、該当年度の各地区参加団体数を基準とし、年度ごとに決定する。
- ※ 小学生の部、**高校生**の部 A 部門、大学の部、職場・一般の部については、地区大会を開催しない。

◎ 茨城県代表推薦

- 第 21 条** 県大会において各部門の推薦を受けた団体は、下記のとおり茨城県代表として、東関東吹奏楽コンクールに出場する資格が与えられる。東関東大会申し込みの締切前に、代表に推薦された団体が出場不可能になった場合は、次点に推薦された団体が出場するものとする。

令和 5 年度 茨城県代表団体数一覧

部 門	A				B		小学生
部	中学生	高校生	大学	職場・一般	中学生	高校生	
代表数	# 5	# 5	2	5	8	7	6
次点数	1	1	1	1	1	1	1

※ # は茨城県主管大会のため、推薦団体数が 1 団体多くなっています。

- 第 22 条** A 部門の東関東大会において推薦を受けた団体は、全日本吹奏楽コンクールに出場する資格が与えられる。※¹
- 第 23 条** 小学生の部、**中学生**の部 B 部門、**高校生**の部 B 部門の東関東大会において推薦を受けた団体は、東日本学校吹奏楽大会に出場する資格が与えられる。※¹

※¹ 中学生の部、高校生の部において、校内外で活動する単独校や複数校混合の団体として参加した団体並びに、高校生の部に参加する定時制高校、通信制高校（全日制に定通制の生徒が入る場合も含む）は、上位大会への推薦対象としない。

- 第 24 条** 小学生の部門において、同一校が「全日本小学生バンドフェスティバル」と「東日本学校吹奏楽大会」の両大会へ出場することはできない。ただし、出演メンバーが違う場合はこの限りではない。その場合、出演者名簿を提出するものとする。

◎演奏に関する諸権利

- 第 25 条** コンクール出演に伴うすべての演奏に関して、下記のすべての権利は一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟に帰属し、一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟がこれを利用することについて、コンクール出演者は異議を述べることができない。
- (1) ラジオ、テレビ等の放送をすること。
 - (2) 利用の目的を問わず、録音・撮影をすること。
 - (3) DVD・CD等制作のための撮影・録音、および複製販売をすること。
 - (4) 写真を撮影し、その写真を複製すること。またそれらを頒布販売すること。
- ※ 参加申込書を提出した時点で、上記内容を承諾したものとみなす。

◎ その他

第 26 条 コンクール実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の授与を受けることができる。

第 27 条 茨城県吹奏楽コンクールの実行委員会はその年度ごとに選出する。

第 28 条 その他開催上の細目については実行委員会が定める。

第 29 条 (附則)

1 この規定は、平成28年2月6日より施行する。

平成31年2月3日一部改定

令和 2年4月13日一部改定

令和 4年4月29日一部改定

令和 5年4月17日一部改訂

◆第29回東関東吹奏楽コンクール

高校生 [※] の部A部門	9月2日(土)	水戸市民会館グロービスホール
中学生 [※] の部A部門	9月3日(日)	〃
高校生 [※] の部B部門	9月9日(土)	君津市民文化ホール
小学生の部	9月10日(日)	〃
中学生 [※] の部B部門	9月16日(土)	横須賀芸術劇場
大学の部、職場・一般の部	9月17日(日)	〃

◆第71回全日本吹奏楽コンクール

中学校の部	10月21日(土)	愛知・名古屋国際会議場
高等学校の部	10月22日(日)	〃
大学の部	10月28日(土)	栃木・宇都宮市文化会館
職場・一般の部	10月29日(日)	〃

◆第23回東日本学校吹奏楽大会

中学校部門(前半／後半)	10月7日(土)	山梨・YCC県民文化ホール
小学生部門・高等学校部門	10月8日(日)	〃

県大会諸注意事項

(地区大会については各地区の参加要項・運営要項を参照してください)

1. 受付

各団体は決められた時間までに受付し、下記の手続きをしてください。

- (1) 団体受付に団体名、人数の変更等を報告し、誘導開始予定時刻の変更有無をご確認ください。
- (2) ステージ配置図(コピー8部)を提出してください。ピアノ使用について、再度ご確認ください。
- (3) 出演章(指揮者+出演者数+楽器搬入補助員20名(顧問を含む))を受領してください。
※出演章で鑑賞することはできません。
- (4) プログラム(出演者数+申込数+進呈プログラム1部)を受領してください。
※合同出場の場合は、1校につき進呈プログラム1部を受領してください。
- (5) 参加負担金等の領収書を受領してください。
- (6) 出演者が減員になった場合は、必ず申し出て、減員分の出演章の返却をお願いします。
※返金はいたしません。

2. 管楽器置場

- (1) 係員の指示により、決められた場所に置いてください。緊急避難時に備え、通路の確保をお願いします。
- (2) 各団体の場所に管理責任者をおいてください(ケースに目印をつけ、まとめて置く)。
- (3) 演奏終了後は、すみやかに搬出し、後の団体の使用に差し支えないようご協力をお願いします。

3. 誘導

- (1) 誘導開始前に、出演章を左肩に着けてください。
- (2) 行動は、係員の指示に従い、敏速かつ静粛をお願いします。

4. 音出しおよびリハーサル

- (1) 指定された場所、指示された時間で行ってください。
- (2) 指定場所以外では、絶対に音出しをしないでください。
- (3) ティンパニ・ハープのチューニングは、所定の場所で行ってください。

5. 演奏

演奏準備については、すみやかにできるよう事前練習しておいてください。

- (1) 演奏者は、出演章を演奏終了時まで左肩に着けてください。なお、指揮者の着用位置は自由とします。
- (2) 前団体の演奏終了後、3分間ステージライトを消すので、その間に譜面台、椅子、打楽器等のセッティングを済ませてください。
- (3) ピアノの位置は、上手側とします。
- (4) ステージでは、演奏時をのぞき、音は出さないでください(ティンパニのチューニングも不可)。
- (5) 指揮者は、演奏者と同時に出て指揮台の横で待機し、アナウンス終了後、演奏者は着席のまま指揮者のみ「礼」をして、演奏を開始してください。演奏終了後は、演奏者を起立させ、指揮者のみ「礼」をして、すみやかに退場してください。
- (6) 各団体は、打楽器の搬出入が速やかにできるよう、事前に十分指導しておいてください。
- (7) タイムキーパー(楽器搬入補助員を含む)は、ステージ下手側に2名までおくことができます。

6. 録音・撮影・録画

- (1) 著作権法により、一切の録音・撮影・録画を禁止します。
- (2) 録音機・カメラ・ビデオは、ホール内に持ち込むことはできません。

7. ホール内の鑑賞

- (1) 出演者および楽器搬入補助員が鑑賞を希望する場合は、入場券が必要です。
- (2) 保持可能な楽器以外は、客席に持ち込まないでください。楽器および荷物等での座席確保は禁止します。
- (3) 客席での飲食は、一切禁止します（ガムを含む）。
- (4) 演奏中の私語・移動・演奏後の歓声は、おやめください。
- (5) スマートフォン・携帯電話・電子機器（ゲーム機も含む）は、ホール内では必ず電源を切り、時計等のアラームは解除しておいてください。メールの送受信等も客席外でお願いします（休憩中も同様）。
- (6) 課題曲と自由曲の間は、拍手をしないでください。
- (7) 鑑賞マナーの悪い場合は、係員が退場させることがあります。
- (8) 3歳未満の乳幼児は、客席へ入場できません。チケットをお持ちの方は、親子室への入場が可能です。

8. 駐 車

- (1) 係員の指示により、決められた場所に駐車してください。
- (2) 指定場所以外での駐車および楽器の積み降ろしは、禁止します。

9. その他

- (1) 小学、高A、大学、職場・一般の部については、7月2日(日)14:00から水戸市稲荷第一市民センターにて、抽選を含む説明会を行います。地区大会実施部門については、地区代表決定後に各地区にて説明会を実施します。
- (2) 全ての演奏終了後、表彰式を行います。
- (3) 係員および補助員の指示に従って行動してください。
- (4) 事故対策は、各団体で責任をもって行ってください。忘れ物には、特に注意してください。
- (5) その他、問題が生じた際は、各団体の責任者を通じて、連盟本部に連絡してください。

<審 査 員 一 覧>

(五十音順)

審査員名	専門	8月9日	8月10日	8月11日	8月12日	8月13日
		高A	中A	中B	小、高B	大、職・一
浅利 真	サクソフーン	○	○	○	○	○
太田 友香	クラリネット	○	○	○	○	○
鈴木 英史	作 ・ 編 曲	○	○	○	○	○
須山 芳博	ホ ル ン	○	○	○	○	○
堀尾 伸二	打 楽 器	○	○	○	○	○
松岡 裕雅	オ ー ボ エ	○	○	○	○	○
水口 透	トランペット	○	○	○	○	○

参 加 申 込 み 方 法

＜地区大会＞

- 参加団体は、各地区事務局の指示に従って参加申込書（地区大会用）・ステージ配置図・参加団員名簿を提出するとともに、参加負担金を納入してください。なお、ステージ配置図・参加団員名簿は県吹奏楽連盟ホームページよりダウンロードできます。

2. 参加申込について

	締 切 日	備 考
参加申込書等	6月9日（金）	地区の指示に従ってください

3. 提出先 「書留郵送・特定記録」のこと。

	住 所	氏 名
地区大会	県 東 〒311-1705 行方市内宿 390 行方市立北浦中学校 ken-tou@iba-sui.jp	成田 啓毅
	県 南 〒300-1544 取手市山王 1000 聖徳大学附属取手聖徳女子高等学校内 ken-nan@iba-sui.jp	県南地区事務局
	県 西 〒306-0054 古河市立中田新田 12-1 県立古河第三高等学校 ibasuiikensei@gmail.com	稲毛田 一輝
	県 北 〒317-0052 日立市東滑川町 3-17-1 日立市立滑川中学校 ken-hoku@iba-sui.jp	門三野 洋平
	中 央 〒311-4152 水戸市河和田 2-15-1 河和田 2 丁目コミュニティセンター内 ibasuiichuuou@gmail.com	中央地区事務局

※ 電話・FAXによる申込みは厳禁

<県大会>

1. 参加申込書を県吹連ホームページよりダウンロードし、申込みおよび参加負担金等の納入を行ってください。申込みについては「県大会申込要領（P.15）」をご参照ください。

2. 提出締切

		「3. ①～③」提出	参加負担金等納入	備考
小学生部門 高校生A部門 大学部門 職場・一般部門		6月16日（金） 午後4時	7月14日（金）	払込取扱票は、 7月2日（日）の 説明会時に配付します
中学生A部門 中学生B部門 高校生B部門 （本選）	南	7月21日（金） 午後4時	7月21日（金）	払込取扱票は、 地区大会代表説明会時 に配付します
	東 西 北 中	7月25日（火） 午後4時	7月25日（火）	

3. 提出方法・提出物 **※昨年度までと提出方法が異なりますので、ご注意ください。**

【申込締切りまで】

以下のデータをメールに添付し、送信してください。

- ①参加申込書ファイル（Excelデータ）
- ②参加申込書（PDFデータ）
- ③自由曲スコア表紙をPDFに変換したデータ（曲名、作曲者名、編曲者名がわかるページ）
- ④演奏許諾書（レンタル譜等）をPDFに変換したデータ

※ PDFに変換できない場合は、②、③、④のコピーを、書留郵送または特定記録で送付。

その際は締切日までに県事務局に必ずご連絡ください。

【大会当日】

以下をHPよりダウンロードし、団体受付に提出してください。

- ①ステージ配置図 8部（ピアノ使用時は明記）
- ②参加団員名簿 1部（大、職・一の部および2つの部門に参加する団体のみ）

4. 提出先

一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟事務局

ken-jimu@iba-sui.jp

〒300-1544 取手市山王1000 聖徳大学附属取手聖徳女子高等学校内

一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟

5. 参加負担金等について

参加負担金 (審査料)	団 体	小学生	10,000 円	郵 便 払 込	合同参加の負担金については 各団体で払込む
		中B、高B	13,000 円		
		中A、高A 大B、職・一B	15,000 円		
		大A、職・一A	17,000 円		
	個 人	小学生の部	1 人 1,200 円	郵 便 払 込	出演者人数分（指揮者を除く）を 納入する （プログラムを含む） ※出演者および楽器搬入補助員が鑑賞 を希望する場合は、出演者前売入場券を お求めください
		中学生の部	1 人 1,400 円		
		高校生の部	1 人 1,600 円		
		大学の部	1 人 1,800 円		
		職場・一般の部	1 人 2,000 円		
	ピアノ借用料(調律費含)		2,000 円	郵 便 払 込	1 団体につき
	郵送料（レターパック）		370 円	郵 便 払 込	前売り入場券をお申込みの団体のみ
	出演者 前売入場券	小学生	1 人 700 円	参加申込書の該当欄に記入 郵 便 払 込	入金確認後、郵送します ※出演団体所属メンバーは購入でき ます
		中A、中B、高B	1 人 1,200 円		
		高A、大、職・一	1 人 1,500 円		
	前売プログラム		500 円		当日団体受付にてお渡しします

払込手数料は各団体負担となります。

※ 出演者数が申込みより増加した場合は当日受付で精算してください。（小、高A、大、職・一）

※ 出演日以外および当該団体が出場しない部(前半の部・後半の部)の出演者前売入場券の申込みはできません。

※ 出場辞退等の場合も返金いたしません。

6. 「参加申込書」記載上の注意

団体名	□□市（町・村）立は必ずつけ「□□市（町・村）立〇〇小（中）学校」とする。
	茨城県〇〇郡は省略し「□□町（村）立〇〇小（中）学校」とする。
	茨城県立の県立のみをつけて「県立〇〇高等学校」とする。
	小・中・高校は吹奏楽部は省略する。
曲 名	スコアの表記に合わせる。
	海外作品の場合は必ず邦題を記載する。
	スペリングは大文字・小文字に注意する。
	〇〇〇（空欄）〇〇〇のようにあける場合と〇〇〇・〇〇〇のように「・」をつける 場合があるのではっきりさせる。
	組曲等の場合は演奏する楽章を明記する。申込時に未定の場合は、大会当日団体受付 に提出する（様式自由）。申込時に明記した楽章の変更は認めない。
作曲 編曲者名	外国人はカタカナ表記とし、ファーストネームはつけない。 ただし、スペリングはフルネームで記入すること。
	編曲作品の場合は、必ず編曲者名を記入する。
学校長 所属長名	学校においては、学校長・所属長の職・氏名を記載し、職印を使用する。 職場においては、団長の職・氏名を記載し、職印（認印）を使用する。

入場券およびプログラム料金

今年度より、会場での当日券販売は実施いたしません。プログラムのみ会場にて販売いたします。

入場券購入方法につきましては、後日 HP にてご案内いたします。

月日	部 門	前半券		後半券		一日券		プログラム
		一般券	小学生券	一般券	小学生券	一般券	小学生券	
8/9	高A					1,500 円	700 円	500 円
8/10	中A	1,200 円	700 円	1,200 円	700 円			
8/11	中B	1,200 円	700 円	1,200 円	700 円			
8/12	小・高B	1,200 円	700 円	1,200 円	700 円			
8/13	大、職・一					1,500 円	700 円	

※ 8月10日・11日は、昼食休憩、12日は小学生部門の表彰式終了後に入れ替えをします。

※ 8月9日・13日は、一日通し券となります。

第63回茨城県吹奏楽コンクール県大会申込要領 ＜高校生 A、小学生、大学、職場・一般＞

※ 地区代表団体の申込要領は、地区大会時の代表説明会にてお渡しいたします。

Eメールによる電子データの送信が必要となります。下記の手順に従い、申込みを完了させてください。

また、参加負担金等の払込みについても必ずご確認の上、手続きをお願いいたします。

記

1. 参加申込書を県吹連ホームページ (<http://www.iba-sui.jp/>) からダウンロード。
2. ダウンロードした申込書に必要事項を入力。
※「はじめに」のシートと「記入シート」内の＜記入の仕方＞をよく読み入力してください。
3. 入力後、ファイルに「（団体名）」と名前を付け、一時保存する。
4. 「印刷シート」をプリントアウトし、職印を押印。
5. 押印した用紙をPDFに変換し、「（団体名）」と名前を付け保存する。
6. 以下のデータをメールに添付し、送信する。
 - ①参加申込書ファイル（Excelデータ）
 - ②参加申込書（PDFデータ）
 - ③自由曲スコア表紙をPDFに変換したデータ（曲名、作曲者名、編曲者名がわかるページ）
 - ④演奏許諾書（レンタル譜等）をPDFに変換したデータ※ PDFに変換できない場合は、②、③、④のコピーを、書留郵送または特定記録で送付。
その際は締切日までに県事務局に必ずご連絡ください。

提出先 ken-jimu@iba-sui.jp

〒300-1544 取手市山王1000 聖徳大学附属取手聖徳女子高等学校内
一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟

※ 事務局でメールを確認しましたら返信メールをお送りします。数日経過しても確認メールが届かない場合は、届いていない可能性もありますので、お手数ですがご連絡ください。

~~~~~ここまでを 6月16日（金）午後4時までに終了させる~~~~~

### ＜申込み後＞参加負担金等の払込みについて

7月2日（日）の説明会時に配付された払込取扱票に必要事項を記入し、7月14日（金）までに郵便局にて入金してください。

※ 参加申込み時に参加負担金等の振込みの必要はありません。

※ 払込手数料は参加団体でご負担いただきますようお願いいたします。

◇ 指揮者の氏名は特にお間違えのないようご入力ください。

◇ その他、ご不明な点は県吹連事務局までお問い合わせください。